



住民福祉課

役場  
各課紹介

⑦

住民福祉課

皆さんの窓口業務を担当

住民福祉課は、住民係、福祉係、年金係の三つの係で構成しています。

住民係は、住民基本台帳、戸籍事務など、町民の皆さんの窓口的な業務を主に担当し、福祉係は、不幸にして家庭的に恵まれなくなった方々への援護業務を担当、年金係は、ゆとりある老後を送るための相互扶助による国民年金業務を担当しています。

住民係

明るく親切  
迅速に

住民係で受付している各種届出と証明関係は次のとおりです。

各種届出

- 出生届・死亡届・婚姻届・転籍届・養子縁組届・転入届
- ・転出届・世帯主変更届

▲みなさんに、明るく親切、迅速に対応できるように心がけています。

福祉係

ふれ合いと  
ささえ合い

福祉係では、ふれ合いとささえ合いをスローガンに、各種の事業を行っています。

児童福祉関係



日吉・中央・光町・白浜の各保育所があります

各種証明の発行

- 戸籍謄本・抄本・除籍謄本抄本・戸籍・住民票記載事項証明書・受理証明書・身分証明書・住民票謄本・抄本・印鑑登録証明書・外国人登録証明書・改葬許可証・ナンバー交付

この他、国民健康保険の得喪関係も受付しています。

各種届出、証明に関するお問い合わせは ☎ 1211

②03-011へ

- ・児童手当支給事業
- ・児童扶養手当支給事業
- ・低所得者福祉関係
- ・生活保護支給事業

障害福祉関係

- ・寝たきり老人短期保護事業
- ・在宅老人デイサービス事業
- ・寝たきり老人福祉手当支給事業

母子寡婦福祉関係

- ・母子寡婦福祉資金
- ・母子家庭医療助成事業

- ・重度障害者(児)医療費助成事業
- ・特別児童扶養手当支給事業
- ・重度障害者福祉手当支給事業

老人福祉関係

- ・家庭奉仕員派遣事業
- ・在宅重度障害者短期保護事業

年金係

ゆとりある老後を

国民年金は、現役世代(被保険者)と高齢世代(受給者)の社会的な助け合いで成り立ち、国(社会保険庁)が運営し、町がその窓口業務を行っています。

なお、今年度の老齢基礎年金の受給額は、六十二万七千二百円で、六十五歳未満で受給した場合は、次の割合で減額支給されます。

60歳～61歳未満	…58%支給
61歳～62歳未満	…65%支給
62歳～63歳未満	…72%支給
63歳～64歳未満	…80%支給
64歳～65歳未満	…89%支給

また、日本国内に住んでいる二十歳以上、六十歳未満の人は、必ず国民年金に加入しなければなりません。